

令和 6 年 第 11 回

教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

令和6年11月11日

令和6年第11回教育委員会定例会会議録

令和6年11月11日（月）

出席者（5名）

教育長 松 永 透
委員 松 原 拓 郎
委員 三 瓶 恭 子

委員 須 藤 金 一
委員 野 村 幸 史

欠席者（0名）

出席説明員

教育部調整担当部長、総務課長
齊 藤 真
学務課長 久保田 実
指導課長 福 島 健 明
教育政策推進室長
越 政 樹
三鷹市立三鷹駅前図書館担当課長
川 島 敏 彦
指導課指導主事
稲 葉 圭 亮
教育部参事（スポーツと文化部生涯
学習課長） 八 木 隆

総務課施設・教育センター担当課長
村 部 修 弘
学務課教育支援担当課長、指導課統
括指導主事、指導課支援教育担当課
長 星 野 正 人
指導課教育施策担当課長、指導課統
括指導主事、教育政策推進室個別最
適化担当課長 齋 藤 将 之
三鷹市立三鷹図書館長
大 地 好 行
指導課指導主事
門 田 剛 和
教育部理事（スポーツと文化部調整
担当部長） 平 山 寛
教育部参事（スポーツと文化部スポ
ーツ推進課長） 二 浦 孝 彦

事務局職員

副参事 青 木 涼 子

主 事 野 口 耀 羽

令和6年第11回教育委員会定例会
議 事 日 程

令和6年11月11日（月）午後1時開議

- 日程第1 三鷹市教育委員会教育長職務代理者の指名について
- 日程第2 議案第28号 令和6年度一般会計補正予算見積書について
- 日程第3 教育長報告

午後 1時00分 開会

○松永教育長 ただいまから令和6年第11回教育委員会定例会を開会いたします。

このたび、令和6年10月16日付けで新たに教育委員が任命されましたので、ご紹介いたします。

三瓶恭子委員です。ここで三瓶委員に一言ご挨拶をいただきたいと思います。

○三瓶委員 皆さん、こんにちは。新しく教育委員になりました、三瓶恭子です。7月の終わりぐらいに、貝ノ瀬前教育長に呼ばれまして、防災委員をしていましたので、避難所開設の相談なのかななんて思っていたのですが、教育委員という思いもよらないお誘いでした。私には荷が重たいですと言ったら、私が今まで経験したこととか、感じたことから意見を言ってもらえばということでしたので、無理せずに私のできることをしていければと思い、受けさせていただくことにしました。

私の発令式の時には、既にもうお誘いいただいた貝ノ瀬前教育長がいらっしゃらないとは夢にも思っていなかったもので、そこでもちょっとびっくりしてしまったんですけども、新しく教育長になられた松永教育長とは、CS会長時代に大変お世話になりましたし、お話しさせていただく機会もたくさんありましたので、そういった点ではすごく心強く思っています。とはいえ、やはり新米ですので、先輩教育委員とたくさんお話しさせていただいたり、また、事務局の皆さんからいろいろ教えていただいたりして、成長していけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○松永教育長 三瓶委員、よろしくお願いいたします。

それからもう一つ、前回の教育委員会のときに私から時間を取ってお話することになったので、少し自分の、こういうことをしてみたいという話をさせていただければと思います。

三鷹の教育の特徴って何と聞かれたときには、まず最初に、やっぱりコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育という言葉が出てきます。16年間、私も教育委員会におりますので、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育をつくってきた自負、それから課題になってきているところはどこなのかみたいなことというのはいろいろあるわけですが、そんな中で、いま一度、もう1回つくってきたタイミングのところに戻ってきたときに、今、何が足りていないのかなということを考えたら、つくってきたときの熱というものではないかと思いました。

その熱が冷めてきているというわけではないですが、つくってきたときの真髓とか、実際に何を大事にしていこうと思ってきたことというのが、先生方も6年で異動するということがございますし、なかなかそういった部分が残ってこない。そこをもう1回、本質に戻ったところで考えていくということが、いま一度大事な時期だと考えているところです。

特にいろいろな、小・中一貫教育の実施方策というのを三鷹市ではつくり、こういうやり方で実施していきますと出しているわけですが、その実施方策に記載された内容、何のためにこれを実施しているのかといったことについて、もう一度学校とも再確認して

いきながら進めていければと思っているところです。

小・中一貫教育を行っているからこそできる教育って、どんなことなのかということについて、改めて、この辺りは指導課が中心となって今動いているところですけども、進めていければと思っています。

また、コミュニティ・スクールですけども、コミュニティ・スクール自体は、地域とともにつくる学校、学校運営協議会を置いている学校のことで、制度のことを表している言葉です。学校づくりの制度としての市民参画、これを得るのがコミュニティ・スクールであって、こういう学校にしたいという学校の、特に校長先生の思いとか、そういったものを発信していながら、コミュニティ・スクールのメンバーの皆さんと同じベクトルで学校づくりをしていくんだということが制度的に担保されているというのが、このコミュニティ・スクールの意味だと思います。

そういった意味で、地域の方が通わせたい学校、そういうふうに見えるような学校と一緒につくっていくというのがコミュニティ・スクールで、私はこのコミュニティ・スクールの制度というのは、やはり奥が深いし、また地域の人にとっても、学校づくりの当事者としての意識というのがものすごく高まってくる、そういう仕組みだなと考えています。

そういった部分も含めて、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育のさらなる進化を目指していきたいと思っています。

2つ目がスクール・コミュニティの創造です。先ほどのコミュニティ・スクールとスクール・コミュニティは何が違うのか。コミュニティ・スクールは、先ほども申し上げましたように制度です。スクール・コミュニティというのは、子どもや学校を縁とした人と人とのつながり、これを表しています。つまり、制度ではないんです。つながりやネットワークをどのようにして広げていくか、強固にしていくか、そういったことが求められているわけです。

そういう部分でいうと、学校づくりがコミュニティ・スクールのもともとの狙いなんですけれども、スクール・コミュニティは、いろいろな市民同士のつながりをどう広げていくか、深めていくか、また実効性のあるものにしていくのかという地域づくりにつながってくるのだと思っています。

今いろいろなコミュニティが、担い手が足りないとか、そういったことも含めて持続が難しいという状況もございます。ただ、学校というところというのは、毎年新入生の保護者の方々が必ず入ってくると意味で言うと、すごく珍しい組織だと考えています。

そういった部分で、スクール・コミュニティの創造というのは、とにかく学校にいろいろな人に関わっていただくために、コミュニティ・スクールでいろいろな仕組み、仕掛けの中で、さまざまなイベントや行事を組立てたりしております。そういうふうにして、地域の人たちが学校を自分たちの場所なんだと思っていただけることが大切で、それを私たちは市民が集う場としての機能を持つ、学校をコモンズにしていきたいと言い方をさせてもらっています。

そういう部分でいうと、学校は子どもたちだけのものじゃなく、市民の人たちのいざというときの避難所にもなる学校、みんなの財産なんだということを、もっともっとアピー

ルしていく必要があるだろうなと思っています。

学校3部制という言葉を使っているいろいろな説明してきましたけれども、学校3部制というのは市民に学校にどんどん集まってもらうための手段なわけであって、1部は学校教育の場、2部は子どもたちの安全安心な居場所、そして3部は生涯学習やスポーツも含めた市民の人たちが使えるような場所、そうしていくことで、いざというときの避難所としてのハードルも下がってくる。学校って選挙のときしか行ったことがない、そういうことではどうなのかといった問題意識もあって、今それを進めています。

学校の立場からいうと、市民がどんどん集まってきてくれる。その人たちは特定のいろいろな勉強したりとか、生涯学習やスポーツをしたりとか、スキルを持っていらっしゃる方がすごく多いわけです。そういった地域の人たちの持つ技だったり、エネルギーだったりパワーだったり、そういったものを学校教育の場の中にも取り込んでいくこと、これが求められていると思っています。いわゆる学びと活動の循環による、市民の学びを学校に還元できるような仕組み、これを学校3部制の中でつくっていきたいと考えています。

もう一つは、これも前からお話をさせてもらっていることですが、一人ひとりを大切に教育の推進ということに、一番エネルギーを、今かけていこうと考えています。在籍している児童・生徒の一人ひとり、誰一人取り残さないような教育をしていきたい。不登校であるとか、あるいは発達や特性の課題等のある子ども、それからダイバーシティの許容と尊重、そういったことがきちっと対応ができるようになっているのかどうかが必要だと思います。また、子どもの意見等にきちんと耳を傾け、真に一人ひとりに寄り添うような教育、これがやっぱり求められているなと感じています。

安全安心、快適な学校という言葉で、新しい教育ビジョンの中にもそういう表現が出てきます。心理的な安全から快適な魅力のある学校、学級をつくっていく必要があり、特にその中では、学校風土として、いろいろなものが今までもあったと思います。そこを改善していかなければならないんじゃないかと思っています。

心理的な安全の確保はもとより、学級・学校の集団の中で子どもたちが自分の居場所はここなんだ、安心していられるんだと思えるような環境に整えていく必要があると考えています。

こちらについても、指導課だったり、それから教育支援だったり、様々な手立てを講じながら、子どもたちの安全安心な学校づくりに取り組んでいます。何より、学校がやっぱり面白くなければいけない。そのためには、学校の授業が面白い、楽しい、分かる、そういうことが最も大切なんだと思っています。子どもの好きだったり得意を伸ばす授業、いわゆる興味開発、こういったことも含めて、進めていくことが大事だと思っています。

今、言ったようなことについては、後ほどまたお話しさせていただきますけれども、新しい教育ビジョンの中にも、折り込ませていただいております。教育長としての任期の間、そういったことをぜひ実現させていくような、そういう3年にしたいなと思っておりまので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に入ります前に、議席の指定を行います。

議席は、三鷹市教育委員会会議規則第2条第1項の規定により、教育長において指定い

たします。

ただいまご着席の議席を各委員の議席と指定いたします。よろしくお願いします。

次に、会議録署名委員を決定いたします。

本日の会議録の署名委員は、松原委員にお願いいたします。

それでは、議事日程に従いまして、議事を進めてまいります。

日程第1 三鷹市教育委員会教育長職務代理者の指名について

○松永教育長 日程第1 三鷹市教育委員会教育長職務代理者の指名についてを議題といたします。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときに、教育長の職務を行う教育長職務代理者を指名するものです。

教育長職務代理者はあらかじめ委員の中から教育長が指名することとなっています。

それでは、教育長職務代理者は須藤委員にお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。

ここで、教育長職務代理者に指名されました須藤委員に、一言ご挨拶をいただきたいと思います。お願いします。

○須藤委員 ただいま教育委員会教育長職務代理者として指名されました、須藤金一です。

改めまして、私も教育委員としてもう2期目となっておりますので、しっかり松永教育長を支えられるよう、また、皆様と協力しながら、三鷹のよりよい教育に少しでも貢献できればと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○松永教育長 須藤委員ありがとうございました。

以上で、日程第1、三鷹市教育委員会教育長職務代理者の指名についてを終了いたします。

日程第2 議案第28号 令和6年度一般会計補正予算見積書について

○松永教育長 それでは、日程第2、議案第28号を議題といたします。

(書記朗読)

○松永教育長 提案理由の説明をお願いいたします。

○齊藤教育部調整担当部長 それでは、私から議案第28号令和6年度一般会計補正予算見積書についてご説明いたします。

本議案は11月29日から開催される第4回市議会定例会に補正予算を提案するために、市長部局に補正予算見積書を提出するものです。

補正予算の概要ですが、議案の6ページ、総括表をお開きください。今回の補正予算書は右側の歳出の補正額の欄になりますが、教育総務費に2,829万2,000円。それから左側の歳入の補正額の欄、教育費都補助金として歳出の2分の1額、1,414万6,000円をそれぞれ増額補正するものです。

もう1点、9ページをお開きください。こちらは債務負担行為見積書に記載のとおり、学校空調設備及びLED照明設備使用料として、令和7年度から17年度までの債務負担行為限度額を12億6,733万7,000円設定するものです。

具体的な補正内容については、担当者である学務課と総務課から説明いたします。

○松永教育長 久保田課長。

○久保田学務課長 議案第28号について、ご説明をいたします。

議案第28号参考資料、物価高騰に伴う学校給食用食材購入費の対応についてをあらためてごらんください。

1、事業の概要及び2、学校給食食材費の価格高騰の状況についてです。令和6年度の当初予算において物価高騰に対応するため、1食当たり単価に8%の公費負担を実施しているところでございます。令和6年度に入り、さらなる物価高騰に伴い年度途中で不足が見込まれることから補正予算に計上し、措置を行うものとなります。令和6年度の予算編成時と比較しまして、学校給食食材費が平均で約5%上昇し、併せて牛乳単価も7%上昇しています。また、直近ではお米の価格が1.5倍程度値上がりしております。

学校現場におきましては、できるだけ安価な食材の選定や献立の工夫などを続けていますが、児童・生徒に栄養バランスや必要量を保った学校給食を提供するため、1食当たり4%をかけた金額を補正予算として計上いたします。

3、学校給食食材費の単価の表についてでございます。当初予算分として、単価に8%の高騰分をかけたものを予算としているところでございます。今回は補正分として、1食当たりの単価に4%かけた金額を12月補正として計上をしたいと考えております。

4番目です。補正予算の計上額についてでございます。(2)の歳出からご説明いたします。児童・生徒分の給食食材費に4%をかけました2,829万2,000円を予算として計上いたします。

(1)歳入についてでございます。事業の実施に当たりましては、東京都が今年度新設しました2分の1補助率の補助金を活用いたしまして、今回の補正額の歳出の2分の1額であります1,414万6,000円を歳入に計上いたします。

併せまして、東京都の市町村総合交付金の拡充に伴い、令和6年度の3学期相当分の市町村負担分から、全体の8分の3が交付される予定となっております。

私からの説明は以上でございます。

○村部総務課施設・教育センター担当課長 続きまして、議案第28号参考資料の2ページ目をごらんください。

計画的な学校空調設備の更新及び照明器具のLED化の推進についてでございます。

1、事業概要といたしましては、三鷹市立小・中学校に設置しております空調設備の更新及び照明設備のLED化について、三鷹市新都市再生ビジョンに基づき、令和7年度から順次更新していくこととしており、120か月のリース方式により、令和7年度から令和10年度の4か年をかけて実施する予定としております。

なお、令和7年度施工に向け、令和7年度当初予算において予算計上する予定でございましたが、大型重機による室外機の撤去や、設置作業に当たり、夏季休業、いわゆる夏休

み中の期間を活用した対応が必要であり、調査、製作のために契約を令和6年度中に実施する必要があることから、令和6年度に債務負担行為を設定するものでございます。

2、事業内容といたしまして、(1)空調設備の更新でございます。建替計画が検討段階にある学校及び令和元年度以降で更新が完了している学校が6校ございますが、その6校を除く、16校において更新を実施してまいります。

令和7年度の対象校につきましては、都市ガスを熱源としているGHP方式の空調設備を使用している第二小学校、第一中学校、第四中学校の3校及び電気方式の空調設備を使用している東台小学校の計4校の更新を行います。対象となる部屋につきましては、普通教室及び特別教室に加え、職員室や保健室などの管理諸室の空調設備を更新する一方、老朽化により先行して更新を完了した図書室や音楽室等、また、近年新設した体育館や給食調理室等については、今回の更新対象外としております。

(2)照明器具のLED化でございます。現在設置されている蛍光灯照明器具については、令和9年末までに順次製造と輸出入の禁止が決定しているため、LED照明器具への更新を実施いたします。LED照明の更新に当たっては、空調設備の更新と併せて実施することが効率的であることから、空調設備の更新と同時期に実施してまいります。

3、賃貸借期間といたしましては、令和7年3月に契約、同年4月から12月に調査・製作・工事を行い、令和8年1月1日から令和17年12月31日までの120か月、10年の賃貸借期間とする予定でございます。

4、補正予算の内容、債務負担行為の設定といたしましては、事項名は、学校空調設備及びLED照明設備使用料(令和7年度分)、期間は令和7年度から令和17年度まででございます。

事業費につきましては、令和6年度は債務負担行為の設定のみで0円。令和7年度は、令和8年1月から賃貸借開始による3か月分3,395万3,000円。10年間の賃貸借による総事業費限度額は記載のとおり12億6,733万7,000円でございます。

説明は以上となります。

○松永教育長　　以上で提案理由の説明は終わりました。

委員の皆様のご質疑をお願いいたします。いかがですか。

○松原委員　　よろしいですか。

○松永教育長　　はい、お願いします。松原委員。

○松原委員　　ありがとうございました。

2点ありまして、いずれも内容は賛成の上での確認なんですけれども、まず、1点目は、この給食費の補正ですが、参考資料の1ページ目一番下にある7億731万8,000円というのは、これは令和6年度4月分からの年間1人当たり予算分の金額ということですのでよろしいですかね。

○久保田学務課長　　令和6年度の児童・生徒分の年間の金額となっております。

○松原委員　　ありがとうございます。

もう一つ、LEDについて教えてください。令和17年12月31日でリース期間完了したときのLEDの処理については、どのような内容になっているのでしょうか。

○松永教育長 村部課長。

○村部総務課施設・教育センター担当課長 予定といたしましては、再リースを予定しておりますが、契約相手方との協議ということになるかと思います。

○松原委員 ありがとうございます。

○松永教育長 よろしいでしょうか。

○松原委員 はい。

○松永教育長 ほかにいかがですか。よろしいでしょうか。

ほかにご質問、ご意見がなければ採決いたします。

議案第28号 令和6年度一般会計補正予算見積書については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松永教育長 ご異議なしと認めます。本件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 教育長報告

○松永教育長 日程第3、教育長報告に入ります。

齊藤部長。

○齊藤教育部調整担当部長 12ページ、13ページをお開きください。

12ページ、実績等の報告です。学校訪問につきましては、10月7日に第四中学校、23日に高山小学校で行いました。

10月8日に東京都市町村教育委員会連合会の研修会が府中市で開催され、畑谷前委員が出席されました。

10月16日から17日の2日間、文教委員会の管外視察があったのと、10月23日は東京都市町村教育委員会連合会の4ブロック研修会が小金井市で開催され、松原委員、三瓶委員が出席されました。

続きまして、右側13ページの予定報告です。

11月15日に文教委員会の開催が予定され、学力・学習状況調査について行政報告する予定です。

第4回市議会定例会については、11月29日から12月20日までの間で開催される予定です。

○松永教育長 村部課長。

○村部総務課施設・教育センター担当課長 14ページ、15ページをお開きください。実績、予定を併せてご報告いたします。

14ページ、10月23日水曜日、中原小学校において第2回の中原小学校建替検討委員会を開催いたしました。

議題といたしましては、教育政策推進室長から学校3部制などの説明や、近年学校建設に携わった建築設計アドバイザーの方からのお話をいただいた後、委員の皆様のグループディスカッションで、地域の拠点となる学校の在り方について話し合ってくださいました。

続きまして、学校施設関係の工事予定でございますが、14ページ、実績報告の中で完

いたしました工事につきましては、トイレ改修の第五小学校、第三中学校、これが10月までに完了となっております。

最後に教育センター事業といたしまして、14ページ、科学発明教室につきましては、昨日11月10日曜日に、記載のクラスの2回中の2回目を教育センター2階、理科室で開催いたしました。

私からは以上になります。

○松永教育長 では学務課、久保田課長お願いします。

○久保田学務課長 資料の16ページと17ページをごらんください。16ページ、実績等報告でございます。

学校給食調理業務に係る候補者選定委員会につきましては、4事業者から申込みがあり、10月7日に第1回目、28日に第2回目を開催いたしました。

10月30日に三鷹産農産物の目合わせ会をJA三鷹にて開催いたしました。当日は生産者の方、学校栄養士が参加をし、三鷹で採れた野菜を見ながら、学校給食の活用について意見交換を行ったところでございます。

続きまして、予定報告でございます。11月11日に第3回目の学校給食調理業務に係る候補者選定委員会を開催いたします。

11月13日と19日に、三鷹産農産物給食体験会として、JA三鷹や市内野菜生産者の皆様を学校にご招待し、実際に学校給食を試食していただくとともに、市内産農産物の学校給食利用についての意見交換会を行います。

11月26日に就学時健診の予備日として、SUBARU総合スポーツセンターにて、来年度、4月に新しく就学をいたします新1年生の健康診断について、学校で日程が合わず受診できなかった新1年生について、予備日として対応を行ってまいります。

続きまして、学校におけるアレルギー疾患対応マニュアルの改訂についてご報告を申し上げます。学校におけるアレルギー疾患対応マニュアルの改訂についてA4、1枚の資料及び改訂をしたマニュアルをごらんいただければと思います。

1、改訂理由についてです。三鷹市では平成22年度に本マニュアルを策定し、アレルギー疾患に対応しております。策定から一定の期間が経過し、その間、国のアレルギー疾患対策基本法の成立や、学校給食における食物アレルギー対応指針など、様々な動きがあることから、今回、マニュアルの改訂を行いました。

2、改訂作業についてです。改訂に当たりましては、令和5年度に栄養士会、養護教諭会において、現在のマニュアルの修正点の洗い出しを行い、改訂マニュアルの事務局案を作成いたしました。令和6年度に入り、小児科医の代表として、杏林大学の成田雅美先生、小学校校長会代表、中学校校長会代表、養護教諭代表、栄養士代表による検討会議を3回開催し、改訂作業を進めてまいりました。

3、改訂内容についてです。今回の改訂では、旧版において気管支ぜんそく等のアレルギーと食物アレルギーを別として掲載しておりましたが、どちらもアレルギー疾患と位置づけて一本化をいたしました。併せて、主治医により記載された学校生活管理指導表に基づくアレルギー対応、食物アレルギー対応委員会の全校設置、緊急時の対応の3点をより

明確に位置づけております。

主な改訂点についてご説明いたします。1点目、小児科医代表からの意見を反映し、第2章にアレルギー疾患の特徴を新たに追加をいたしました。

2点目、旧版の第2章、第3章を統合し、改訂版につきましては、第3章として、学校生活管理指導表を活用した校内体制の整備として位置づけて、より学校生活管理指導表に基づくものであるということを明確に位置づけたところでございます。

3点目、第5章に緊急時の対応といたしまして、旧版では緊急時の対応は4ページの内容でしたが、改訂では12ページに、緊急時の対応の内容を増やすとともに、図解を多く用いて、現場のマニュアルとしての実効性を高めております。

4点目、第7章に食物アレルギー対応委員会を新たに追加いたしました。なお、三鷹市では既に全22校において、食物アレルギー対応委員会が設置されておりますが、マニュアルにおいてしっかりと食物アレルギー対応委員会の設置について定めたところとなります。今後、改訂されました本マニュアルに基づき、学校におけるアレルギー疾患への対応を実施してまいります。

私からの説明は以上となります。

○松永教育長 では次、星野課長。

○星野学務課教育支援担当課長 資料の18ページ19ページをごらんください。まず、実績報告についてです。

10月4日、教育支援推進委員会を開催いたしました。現在策定中の教育支援プラン2027素案について、委員の方々よりご意見をいただきました。5月に実施した教育支援推進委員会の第1回で委員の皆様からいただいたご意見が、素案によく反映されているということで評価をいただきました。

具体的には、教員の資質・能力向上に向けた取組や、教育支援コーディネーター育成に関すること、個別指導計画や個別の教育支援計画の効率的な作成と活用に関すること、教育支援学級の充実に関すること、支援が必要な児童・生徒を支援する支援員の配置に関することなど、現在三鷹市立小・中学校での課題となっていることを重点施策に掲げられているため、書かれている施策が着実に実現されるように期待したいということでございました。

続いて10月8日、22日、通級支援委員会についてです。通級指導についての審議を8日は35件、22日は10件行いました。

続いて10月29日、就学支援委員会についてです。現在、幼稚園・保育園の年長児の小学校への就学について、行動観察とそれを踏まえた審議を6件、小学校の通常の学級から支援学級への転学の審議を3件、現在小学校6年生で中学校就学に向けた審議を2件、合計11件の審議を行いました。

続いて19ページの行事予定についてです。11月19日、長期欠席・不登校状況にある児童・生徒への支援の在り方に関する研究会、第4回を開催します。

2年間の研究のまとめに向けて現在3分科会に分かれて、長期欠席・不登校の実態把握、子どもへの関わり方、保護者支援のテーマで研究を進めております。第4回では、分科会

からの報告を受けて研究のまとめを練り上げていく予定にしております。

その他、通級支援委員会を記載のとおりに予定しています。

総合教育相談室からは以上でございます。

○松永教育長 では、引き続き、指導課福島課長。

○福島指導課長 20ページ、21ページをお開きください。

まず、実績と報告です。10月10日、六中、10月11日、四中ということで、中学校の修学旅行が全7つの中学校で無事終えることができました。

また、小学校の運動会ですが、10月19日、26日、11月2日に予定していた二小は11月3日の延期になりましたが、全ての小学校で予定していた運動会が無事、特にトラブル等もなく終えられたことをご報告いたします。

予定ですが、11月29日金曜日には、令和5・6年度三鷹市教育研究協力校、三鷹中央学園になりますが、研究発表会を予定しております。

この後、令和6年度三鷹市学力テスト及び全国学力・学習状況調査の結果について、担当よりご報告いたします。

○松永教育長 稲葉指導主事。

○稲葉指導課指導主事 令和6年4月に実施いたしました令和6年度全国学力・学習状況調査の結果についてご報告させていただきます。

この調査は全国で小学校6年生と中学校3年生を対象に悉皆で実施している学力調査になります。実施教科は小学校が国語・算数の2教科で実施、中学校は国語・数学の2教科で実施しております。

まずは小学校からご報告させていただきます。1ページ目をごらんください。こちらは小学校の国語・算数の結果でございます。全ての領域において全国・東京都の平均を上回りました。出題される問題は年度によって異なりますので、単純に経年変化はできませんけれども、3ページ目に、過去3年分の結果の推移を示しておりますので、ごらんいただけたらと思います。令和4年度、令和5年度、令和6年度の平均正答率の推移を全国・東京都と比較して示しております。

次に、中学校についてです。2ページ目をごらんください。中学校でも小学校と同様に、全ての領域等において、全国・東京都の平均を上回りました。中学校も小学校と同様に、4ページ目の資料に過去3回分の結果の推移を示しておりますので、ごらんください。

続いて5ページ目をごらんください。こちら小・中学校の質問紙調査の結果についてです。質問紙調査は、規範意識や自己有用感、地域や社会に関わる活動の状況等について、児童・生徒が回答し、学習意欲や学習環境、生活の諸側面等に関する実態を把握するための調査になっております。

左側のチャートは、調査の領域別の集計値を全国基準、東京都基準で相対的に表したものです。上の2つの円グラフは小学校、下の2つの円グラフは中学校の結果です。ともに、左の円グラフは全国基準、右の円グラフは東京都基準で示しているものになっております。全体的に三鷹市は全国・東京都の基準値と同等もしくは上回っている形になっております。

「生活習慣・学習習慣」については、小・中学校とも全国との基準値よりも高くなってい

ます。

チャートの項目に対応した質問が、右側のグラフになります。右側の上段の帯グラフをごらんいただきたいと思います。「生活習慣・学習習慣」の項目に該当する一部がこちらの質問項目になります。令和4年・5年・6年の三鷹市のデータと令和6年度東京都・全国のデータを比較して示しております。なお、その他、無回答は除いている形で計上しております。

反対に、「規範意識」の数値が小・中学校とも全国の基準値よりも若干低い傾向となっています。そこで、右側の下段の帯グラフをごらんください。「規範意識」の項目に該当する一部がこちらの質問項目になります。平均値としては、肯定的な回答の割合が若干低い結果となっております。

引き続き、特別の教科 道徳を柱とした教育活動全般で行う道徳教育や児童・生徒が主体となる特別活動等の確実な実施と、指導力の向上、人権教育のさらなる推進を図り、規範意識の向上について重点的に取り組んでいく必要があると考えております。教育委員会としても引き続き道徳教育推進担当及び初任者研修、人権教育推進校の取組を波及するなど、研修の充実を進めてまいります。

次に、調査結果に見る三鷹市の課題でございます。改めて、1ページ目をごらんください。こちら黒塗りの三角の部分のところについてですが、それぞれの教科の最も正答率の低かった問題を載せております。2ページ目の中学校についても同様に載せております。

共通するところとして、目的や意図に合わせて、自分の考えを書いたり選んだりして、根拠を明確にしながら説明及び記述をする、また、選択する設問に課題がありました。小・中学校ともに学習用タブレット端末を授業で有効に活用しながらも、活動の内容や狙いに応じてノートやプリント等に自分の考えを記述するような各活動、表現する活動も計画的に取り入れていくことが必要と考えております。なお、問題の内容については、別添資料につけておりますので、ごらんいただけたらと思います。

次に、3、4ページについてでございます。本市と都及び国の平均正答率の比較と無回答率について記載しております。無回答率については、記述式の問題における無回答率が高いことから、与えられた情報や既存の知識について問題の条件に合わせて自分でまとめることに課題があると考えています。課題に対して、自ら考え表現する力を高めていくことが大切であり、そのような学習活動を意欲的、計画的に取り入れていく必要があると考えています。

また、小学校については、問題場面が変わったときに学んだ知識や技能を転用できない傾向が、昨年度の結果と同様に見られました。基礎基本の定着を進めつつ、学んだ知識技能を、問題場面を変えたり、日常生活の場面に置き換えたりしながら学習する必要があると思います。今後も、学習用タブレット端末におけるA Iドリル等のアプリを効果的に活用しながらも、確実な学力の定着を図るとともに、知識技能、思考力、判断力、表現力等の資質・能力のバランスをよく育む必要があると考えています。これらの探究学習、研究会や三鷹市教育研究校、奨励校やG I G Aスクールマイスター連絡会など、先進的な取組

から授業力の向上を図ってまいります。今後も、各学校単位の結果分析を踏まえた授業改善の取組を推進されるように指導してまいります。

私からは以上になります。

○松永教育長 門田指導主事。

○門田指導課指導主事 令和6年度「三鷹市学力テスト」の結果についてご報告させていただきます。

このテストにつきましては、学力の伸びの経年変化などを継続して把握することのできるテストで、令和2年度から実施しており、今年度が5回目の実施となりました。小学校4年生から6年生、及び中学校1年生から3年生を対象に悉皆で実施しているテストです。実施教科としましては、国語、算数・数学の2教科、そして中学校2・3年生のみ英語を加えた3教科となっております。

今年度から実施方法が変わりまして、昨年度まではペーパーでのテスト、いわゆるPBT、今年度からはタブレットでのテスト、いわゆるCBTでの実施となりました。調査方法が異なるため、本来、昨年度と今年度のデータを単純比較することは適切ではありませんが、参考値として昨年度までのデータも併せて記載しております。

それでは、資料の1枚目をごらんください。まず、学力レベルの経年変化についてです。教科ごとに、令和2年度から6年度の5年間の学力レベルをまとめております。赤字で示したのが、今年度の結果となっております。学力レベルは全部で36段階で設定されており、各学年に適用したレベルの範囲が決まっております。

右下の表が各学年の学力レベルになっておりまして、小4では、1から21、小5では4から24というように設定されております。結果としましては、令和5年度の学力テストと比較して、ほとんどの学年教科の学力レベルが有意に低下しております。この傾向は、本調査を実施しているほかの自治体におきましても同様の傾向があったと報告を受けていることから、テスト実施時におきまして、タブレット上で問題について回答する際、操作の仕方が分からなかったり、意図した操作ができなかったりするなど、CBTへの移行の影響があったと考えられます。また、英語につきましては、CBT移行の影響はあったものの、引き続き高い学力レベルを維持することができております。

次に、学力が伸びた児童・生徒の割合です。2ページ目をごらんください。昨年度と比較しまして、学力の伸びが見られた児童・生徒数の割合を教科学年ごとにまとめております。青色のグラフが今年度の結果、黄色のグラフが昨年度の結果です。

国語につきましては、小学校第5学年及び中学校第3学年におきまして、伸びた児童・生徒の割合が多くなっております。算数、数学におきましては、中学校第2学年において学力が伸びた生徒の割合が多くなっております。英語につきましては、どの学年、教科よりも、伸びた生徒の割合が多く、約7割以上の生徒に学力の伸びが見られました。教科に関するテストにつきましては、調査方法がCBTに変わった影響が顕著に見られました。これらにつきましては、テスト実施前に行うCBT体験を対象学年、特に小学校新4年生については、確実に実施するように来年度以降も継続していきます。

また、その中でも学力向上の効果が特に顕著に見られた学校の取組につきましては、引

き続き分析を行い、市内で共有を図ってまいります。

続いて、質問紙調査についてでございます。3ページ目をごらんください。3ページ目につきましては、自己肯定感に関すること、及び非認知能力に関することと、学力の関係をまとめてございます。

左側は自分に良いところがあると思うという自己肯定感に関する設問と、学力の伸びの結果、右側は難しいことでも失敗をおそれないで挑戦していますかというやりぬく力に関する設問と、相手の気持ちやその場の状況を考え、優しい言葉遣いができていますかという、向社会性に関する設問と学力の伸びの結果となっております。いずれの質問紙も、思う、どちらかといえばそう思うと肯定的に回答した児童・生徒ほど学力が伸びている傾向にありました。

本テストを実施しているほかの自治体におきましては、自己肯定感及び非認知能力と学力に正の相関があることが確認されておまして、本市でも同様の傾向がありました。知識の量や技能の有無だけではなく、非認知能力を含めた資質・能力の育成を三鷹市教育ビジョン2027に明確に位置づけ、教育活動全体を通してさらなる推進を図ってまいります。

そして最後に、学力テストの結果の活用についてでございます。4ページ目の下段をごらんください。三鷹市学力テストの結果につきましては、1点目に、児童・生徒へのフィードバックを行っております。児童・生徒は、個人結果表を基に、現在の学力の状況や、今後どのような学習をすれば、学力が上がるのかを把握し、学習改善につなげることができます。図1で示しましたこちらの結果表を、児童・生徒一人ひとりに返却をしております。

次に、2点目として、児童・生徒の学力を伸ばした学級や教科等が行っている効果的な取組の共有です。学力の伸びや非認知能力等のデータを基に、顕著な伸びが見られた学級や教科の指導方法を把握し、授業改善推進プランに生かしています。

また、今年度は学力レベルと学力の伸びの関係を見える化し、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた指導に生かすため、分析シートを作成しました。図2で示したのが、分析シートの一部になります。

引き続き、令和6年度三鷹市教育研究協力校及び奨励校での研究にも生かしながら、本テストのさらなる活用の推進を図ってまいります。

私からは以上です。

○福島指導課長 指導課からは以上です。

○松永教育長 次、教育政策推進室、越室長。

○越教育政策推進室長 22ページ、23ページをお開きください。まず、22ページ、行事実績等でございます。

10月2日水曜日には三鷹教育・子育て研究所の国立天文台周辺まちづくりにおける義務教育学校に関する研究会を開催しております。今回は主に広島県府中市からの義務教育学校に関するご発表をいただいた上で、義務教育学校における教育課程を中心にご議論をいただいたところでございます。

10月9日水曜日の2行目、スクール・コミュニティ推進会議幹事会を開催しております。こちらの会議につきましては、市内全域で活動するような団体と、あるいは市内の大学と地域と学校をつなぐコーディネーターであるスクール・コミュニティ推進員の皆様にお集まりいただきまして、連携やネットワークづくりを図る会議でございます。今年度1回目となりました。

10月11日金曜日、公立学校PTA連合会による小・中学校代表者連絡会ということで、各校のPTAの代表者による情報交換が行われたところでございます。一番下まで飛びますけれども、11月8日金曜日に全国コミュニティ・スクール研究大会in金沢が開催されました。こちらは三鷹市で事務局をしておりましたという過去形になりますけれども、全国コミュニティ・スクール連絡協議会、そして文部科学省と開催地が主催となって開催するコミュニティ・スクールについての全国大会ということでございます。

この8日の前日7日木曜日に、全国コミュニティ・スクール連絡協議会の総会を開催しまして、そちらで新しく、会長として京都市の稲田教育長が選任されまして、事務局についても京都市教育委員会に移ることとなりました。京都市への引継ぎをしながらこちらの全国コミュニティ・スクール連絡協議会の事務局としての活動は終えますけれども、今後も全国での発信等に関わっていきたいと考えているところでございます。

23ページ、行事予定等でございます。11月14日、中ほどでございますけど、11月14日木曜日には今年度1回目となりますコミュニティ・スクール委員会の会長・副会長連絡会を開催予定となっております。こちらは、全7学園の会長・副会長さんにお集まりいただきまして、各学園での取組状況の共有等を行う予定となっております。

そのほかのコミュニティ・スクール委員会ですとか各学校のPTAによります家庭教育学級の開催実績予定等は記載のとおりでございます。

私からは以上となります。

○松永教育長 では、大地図書館長。

○大地三鷹図書館長 24ページをごらんください。

まず、行事实績から、9月6日から11月4日まで、展示「三鷹の橋めぐり～野川編～」を本館の2階で実施させていただきました。

また、イベント等でございますが、10月5日、文庫連の講習会で「楽しく学び続けるために」を本館で実施をさせていただきました。

また、8日には母親学級図書館利用方法紹介事業を総合保健センターで実施させていただいております。

13日には、みたかとしょかん図書部！の定例会を実施させていただきました。

また、20日には、絵本作家カワダクニコさんのワークショップを実施しております。

10月26日には第9回図書館フェスタを本館で開催させていただきました。1,700人余の参加者に来ていただいております。通常の土日と比較して500人程度多く来ていただいております。

25ページの予定でございますが、展示につきましては、10月29日から11月24日まで、児童虐待防止推進月間の展示を子ども家庭課と共催で全館で実施をさせていただ

いております。

11月19日、初心者向け本の探し方講座を実施させていただきます。

21日には、三鷹市立図書館協議会の定例会、11月23日には、みんなみフェスタを南部図書館で実施させていただくことになっております。

お手元に、みんなみフェスタ2024というチラシを配布させていただいておりますので、ご参考までに、ごらんいただければと思います。

私からは以上です。

○松永教育長 ではスポーツと文化部、平山部長。

○平山教育部理事 私から芸術文化課関連の事業についてご報告いたします。26ページをごらんください。

10月19日土曜日でございます。星と森と絵本の家秋まつり2024、1,095人という多くの方のご参加をいただいたところでございます。

10月27日日曜日、第71回三鷹市市民文化祭開会式でございます。文化祭の開催期間につきましては、下の段の11月24日までとなっております。

27ページをごらんください。11月20日水曜日でございます。アール・ブリュットみたか2024、開会式、展示の期間につきましては、11月24日までとなっております。

私からは以上でございます。

○松永教育長 八木課長。

○八木教育部参事 資料の26ページをごらんください。10月4日土曜日になりますが、今年度3回目の「三鷹まるごと博物館」事業あり方検討助言者会議を開催しました。

また、5日土曜日、6日日曜日の2日間ですが、大沢の里水車・古民家まつりを開催しました。641人が来場されております。

9日水曜日でございますが、今年度3回目の三鷹市生涯学習審議会・三鷹市社会教育委員会会議を開催しました。三鷹市生涯学習プラン2027素案についてご議論をいただいたところでございます。

26日、土曜日でございますが、大沢の里古民家イベント「秋の草花ガイドツアー」を開催しました。10人が参加しております。

続きまして、11月10日日曜日でございますが、ボタニカルアート講座「紫草の根を描く」を開催しました。9人が参加しております。

続きまして、27ページをごらんください。今後の予定でございます。

11月18日月曜日になりますが、今年度3回目の三鷹市文化財保護審議会定例会を開催する予定でございます。

23日土曜日でございますが、国立天文台三鷹移転100周年事業「天文台三鷹キャンパスの歴史を巡る」を開催する予定でございます。

30日土曜日でございますが、大沢の里古民家体験学習「竹細工講座」全3回のうち第1回を開催する予定でございます。

そのほか記載のとおりでございます。

私からは以上でございます。

○松永教育長 二浦課長。

○二浦教育部参事 26ページをごらんください。10月13日日曜日、SUBARU総合スポーツセンターとその周辺で2024みたかスポーツフェスティバルを開催いたしました。延べ人数、2万4,000人の参加者にご来場いただきました。

20日の日曜日には、味の素スタジアムでみたかわんぱくスポーツDAY2024を三鷹青年会議所と共催で行いました。3,000人の来場者にご参加いただきました。

25日の金曜日には、三鷹市スポーツ推進審議会があり、スポーツ推進計画についてご意見をいただきました。

31日の日曜日には、大沢台小学校の3年生を対象に、横河武蔵野アルテミ・スターズのご協力を得て、体験授業を行いました。

また、27ページですが、26日の火曜日には第七小学校で4年生を対象に、横河武蔵野アルテミ・スターズのご協力で、体験授業を行う予定です。

戻りまして、11月3日、新川テニスコートオープン50周年無料開放ということで、前日に雨が降りました関係で、昨日行いました。午前中の個人開放を無料開放いたしました。

次に、27ページですが、11月24日の日曜日、第33回三鷹市民駅伝大会、9時号砲で行います。

報告は以上になります。

○松永教育長 以上で報告は終わりました。

委員の皆様のご質疑をお願いいたします。

では野村委員。

○野村委員 学務課の報告の中の学校におけるアレルギー疾患対応マニュアルの改訂について、少しお聞きして、場合によってはちょっとお話しさせてもらえればいいんですけども、私も1年間委員を務めさせていただいて、学校運営がほんとうに多岐にわたり、しかも、かなりいろいろなところの責任を持たせられているなというのを実感しています。

ご存じのように、各省庁が出すガイドラインというのは、法的な拘束力はないけれども一定の指針となるものでありますから、その対応に多分ご苦労されてると思います。そのガイドラインを学校運営に関わらすうえで、三鷹独自のものとしてやっていくものと、できれば東京都全体、あるいは全国一律でやったほうがいいものと、やっぱり2つはしっかり分けて進めていく必要があるなど。

特に、こういった対応マニュアルみたいなものというのは、学校の先生方がそれぞれ転勤されていった先で、違うものをまた新たに覚えるということも考え、基本的な部分の骨子は同じですから、あまり三鷹の独自性を出さないようなつくり方をしておいて、できれば東京都全体に働きかけるとか、あるいは全国一律でしていったほうが望ましいものだと思うものですから、ちょっと前置きが長くなりましたけど、そんな中で、今回のマニュアルというのは、今、どのような運営の仕方を含めてされているかをちょっとお聞かせいただければと思います。

○松永教育長 久保田学務課長。

○久保田学務課長 野村委員のご指摘のとおり、アレルギーにつきましては、東京都からのアレルギーのマニュアルやガイドラインが各種出ております。

今回の改訂に当たりましては、例えば本編の1ページ、第1章アレルギー疾患の特徴とタイトルを書いてございます。その後ろに括弧して、ガイドラインP27と書いてありますが、これは全国、もしくは東京都で共通しているガイドラインのこのページの内容に該当しますと、それぞれ出典の元を書いているものです。

今回の改訂につきましては、大きな原則といたしまして、三鷹市独自のやり方ではなく、国や東京都のガイドラインもしっかりと根拠としながら、ただ、現場としての対応についても入れたものがございしますが、原則は国、東京都ガイドラインに沿った形での整理を行った改訂になっております。

○野村委員 ありがとうございます。恐らく、現場によって対応の違いはあって、それを載せておくということも必要性はよく分かるつもりなんですけれど、でも、こういったものはできるだけ必要十分にして、もう画一的であっても、一緒にしていったほうが多分現場の運営はしやすいだろうと、私たちの経験からですけど感じるものですから、ちょっと意見として言わせてください。

以上です。

○久保田学務課長 ありがとうございます。

○松永教育長 久保田課長。

○久保田学務課長 今、野村委員がおっしゃったとおり、アレルギーと言いに言いまして、例えば卵のアレルギーを持っていたとしても、一人ひとり状況が違うというのが確かにご指摘いただいたとおりでございます。

今回のマニュアルにつきましては、あくまでも基本としてのガイドラインを定めたもので、共通部分として、各学校には示しており、個々のアレルギーについては、しっかりと保護者とお話をしながら、学校ごとに対応を定めていくようにということで周知をしているところでございます。

○野村委員 ありがとうございます。

○松永教育長 よろしいですか。

ほかにいかがですか。

○須藤委員 はい。

○松永教育長 では、須藤委員、お願いします。

○須藤委員 今のアレルギー疾患対応マニュアルについてなんですけれど、野村委員のおっしゃっていることは、まさにそのとおりだと思うんですが、私も自分の子どもが2人アレルギー疾患があるので、小学校で対応いただいているんですが、5ページの「学校はアレルギー疾患のある児童・生徒を把握し、学校での取組を希望する保護者へ学校生活管理指導表の提出を求める」というところなんですけれど、これが、恐らく学校での取組を希望するということは、例えばアレルギーがあるけど希望しないという保護者に対しては提出を求めないとも聞こえなくはないなと。

ただ、私の子どもがアレルギー、軽微なものなんですけど、あるんですが、実際、学校側からはしっかり、先生に指導して、要は病院にかかって管理表を出してくださいということで対応していただいているんですけど、こういう表現を見てしまうと、あたかも希望しなければ出さなくていいのかなとか、そういったようにも受け取れかねないんですけど、その辺はどのような対応になるんでしょうか。

○松永教育長 久保田学務課長。

○久保田学務課長 須藤委員のご指摘のとおり5ページにおきましては、学校での取組を希望する保護者へは提出を求めるという形の記載になっております。これは、改訂前から同等の表記にはなっているのですが、アレルギーの程度に応じましては、保護者の方が学校へ特段配慮は要りませんという形でおっしゃる方もいらっしゃいます。

その方については、学校生活管理指導票の提出を無理には求めておりません。ただ、お話を聞いていく中で、既に保育園、幼稚園のときにアレルギーの対応をしていますという引継ぎがあり、アレルギー対応が必要だというのが分かっている場合があります。

その場合につきましては、たとえ保護者が学校での配慮、取組は要りませんといった場合につきましても、当然お子様の命に関わることでありますので、しっかりと保護者にご説明をして、指導管理票を依頼するという形で現場としては実務を行っているところでございます。

○須藤委員 分かりました。となると、やはり学校ごととか三鷹市としてのルールの中で、さらに学校ごとに、校長先生をはじめ保健の先生とかが判断するということになるんでしょうか。

○松永教育長 久保田課長。

○久保田学務課長 須藤委員がおっしゃったとおり、あくまでも三鷹市としての共通のものにつきましては、保護者が学校においてアレルギー対応を望む場合については、必ず提出してくださいという形で行っていますが、アレルギー対応を望みませんといった場合についての提出については、求めないという形になっております。

同時に、幼・保・小の連携の中で、例えば保護者の方が不要ですといった場合についても、学校で必要と考えた場合につきましては、保護者の方としっかりとお話をし、提出を求めていくという形の対応を各学校で行っているところでございます。

○須藤委員 分かりました。

○松永教育長 よろしいでしょうか。

○須藤委員 はい。

○松永教育長 ほかにいかがですか。

○松原委員 よろしいですか。

○松永教育長 お願いします、松原委員。

○松原委員 私からはアレルギー対応のお話と先ほどの質問紙調査の2点ございます。

先にアレルギーの話が今の関連なのでこちらから先にご質問するんですけども、1つ目は今の須藤委員のお話のつながりにはなるんですが、提出をされない保護者の方に関係するところです。

私も、様々な子ども関係のところに関わっていて、こういったアレルギー対応はほんとうに神経を使うんですけれども、ただ、こういう情報が取れないときというのが実際にあるわけで、そこがむしろ一番対応の悩んでしまうところかと、そういう認識でいます。

提出は任意だという前提だと私は認識しているので、先ほどのお話については任意という前提で受け止めておりますけれども、ただ、実際、提出しないケースについて、これはお子様の観点から、それでも支援が必要だというようなケースもあれば、提出をしない保護者の方自身に、実は支援が必要なケースだとか、そういったものもあるかと思うんです。

そういった両面のケースがあるかと思うので、これは要望と受け止めていただければいいんですけれども、恐らく教育委員会プロパーではない福祉的な支援が必要なご家庭がここで把握されるケースというのが出てくるかと思いますので、そういったケースについての連携ということについては、ちょっと教育委員会でも意識をしていただきたいなということが1点目です。

あと、アレルギーについて、これはアレルギーについての質問ではなく、意見の中の質問なんですけれども、かなり詳細な表現にわたっているので、母語が日本語でない方、保護者とかは、かなり読むのが難しいと思うんですけれども、そういった方に対する対応はどのようにされているのでしょうか。

○松永教育長 久保田学務課長。

○久保田学務課長 このアレルギー対応マニュアルにつきましては、あくまでも現場のところの教職員や栄養士、養護教諭が活用する事務マニュアルという形になっているので、保護者の方に、このマニュアルをお渡ししていません。

○松原委員 そうではなくて、指導表とかです。

○久保田学務課長 指導表、管理指導表の中身について、その保護者の方に、特に日本語が分かりにくい方の保護者への案内の方法ということでしょうか。

○松原委員 そうですね。保護者様宛ての文書で、例えば今ぱっと開いても様式5の2とか、もうこれも恐らく、日本語が母語でない方は当然分からないと思うので、国際交流協会とか、そういったところの連携が必要だと思うんですけれども、そういうような方に対する支援というもので、今どういった取組をされているのか、またはこれから検討しなければいけないことはどういうことがあるのかという、そこをお聞きしたいということです。

○松永教育長 久保田学務課長。

○久保田学務課長 学校からの配布物で、日本語の判読が十分ではないご家庭に対する支援ということで、例として今アレルギー対応のものをいただいたと理解をいたしました。

お子様がMI SHOPから日本語の支援を受けているようなご家庭では保護者の方も、やはり日本語があまり得意ではないご家庭もいらっしゃると思います。

そういうご家庭につきましては、例えばMI SHOPに学校通知のところの連携の力を借りたりとか、または必要があれば、管理指導表の英語版や外国語版の用意を今後検討していきたいと考えております。

○松原委員 ありがとうございます。おっしゃるような状況だろうと私も思うんですけ

れども、実際にニーズがあってからの翻訳は間に合わないので、あらかじめ今こうやって出ている保護者宛ての文書については、もう事前に連携をしておいて、各言語版、少なくとも用意できる、対応できるものについては、準備しておいたほうが便利ではないかと思うので、そういったご提案も含めてのお話でした。

もう一つあるんですけれど、質問紙調査のところですよ。この学力調査の結果のところでも小・中質問紙調査の結果について、その調査の結果円グラフで、学力だとか生活習慣、学習習慣、自己有用感とか、それを円グラフで色刷りにしてあるもの、それが出ているかと思います。

その一番下のまとめのところについてのご質問なんですけれども、まず、ご質問させていただいて、それからちょっと私の意見もお伝えしたいんですが、一番最後のところ、規範意識については、小・中学生ともに若干低い傾向がある、あと特別の教科道徳を柱とした教育活動全般で行う道徳教育や、児童・生徒が主体となる特別活動などの確実な実践と指導力の向上、人権教育のさらなる推進を図り、規範意識の向上について重点的に取り組んでいく必要があるというのは、ちょっと意地の悪い質問になってしまうんですけれど、具体的にはどのようなことをやるということをイメージされて記載されているのか、教えていただいてよろしいでしょうか。

○松永教育長 稲葉指導主事。

○稲葉指導課指導主事 具体的なところでいくと、例えば特別活動であれば、子どもたちが主体となってつくるような集会であったりとか、学校によっては催物を子どもたちが主体となってつくり上げていくというようなところですよ。また、児童会や生徒会等もありますけれども、例えば規範意識に対してはこの質問でいくと「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」というところになります、人の役に立てる機会であったりとか、環境であったりとか、そういう経験というのが重要になってくると思うので、児童・生徒が主体となる特別活動等の実施、それにおける指導力の向上というところで記載させていただいております。

○松原委員 ありがとうございます。

今お聞きして稲葉指導主事の問題意識と私の問題意識はかなり重なっているんだなと思ったので、すごくうれしかったんですけれども、私の問題意識というのは、質問紙調査の読み解きのところなんです。こういう調査を見ていると、多くの調査、私の記憶が正確であれば自己有用感がまずちょっと低くて、それよりもさらに規範意識が低いみたいな、そういうパターンの調査というのは非常に多いように感じるんです。

それはどういうことなんだろうということはずっと考えてきていたんですけども、恐らく相関関係があるんだろうという、ここから先は私の推論です。恐らく規範意識とかに関する質問紙調査の部分というのは、お子さんとしては割と具体化して意識化しやすい質問が出てくるので、それに対する答えが結構明確にはっきりと出てくる場所があるけれども、自己有用感に関するところというのは、そこはあまり自分の中でも内面化できていないところもあったりするので、回答がもっと、もやっとしてきてしまっ、数値としては、結果としてこうやって現れてくるみたいな感じで、ただ、連動はしているのではない

かと、これも推論です。

ちょっと、お話が変わるんですけども、先日、元法務大臣で河井さんという方が出所されてきて、インタビューに答えておられたのを興味深く読んだんですけども、河井さん法務大臣時代は厳罰化を推進されていたんですけども、厳罰化で犯罪が減るということはないということがよく分かりましたみたいなことを言われていたんです。何が言いたいかというと、規範意識が低いと言われている人たちがたくさんいますけれども、ルールを守れと言えばルールを守るわけじゃないし、ルールを破るなどと言うとルールを破らなくなるわけではないということなんだと思うのです。

先日のブロック研修会に参加させていただいて、昭和大学病院の院内学級の副島先生のお話を伺ったんですけども、そこで、子どもたちには、まず安心が必要で、その失敗を保障する経験が必要で、それを踏まえてセーフティを提供することによってチャレンジが生まれて、そこでまた成長があって初めて生まれるというようなお話をされていたんです。

道徳教育というのはすごく大事なことはあるんですけども、非常に難しさもはらんでいて、決まりを守りなさいって、人を害してはいけませんみたいな、そういった教育が中心になる危険もある。そういうような教科だという認識で私はそちら側のところにいます。

それで、道徳教育を中心としてという文脈である、恐らくこの規範意識というところ、そして連動している自己有用感というところには多分、そこを逆の方向に行く危険があると思っています、この規範意識、または元にあった自己有用感というものをきちっと高めるためには、恐らくそれよりも、日常の学級活動での先生と生徒の関わりというほうがむしろ中心になるべきではないのかなと思っています。もう、これもあくまで私の推論と意見なので、異論がある可能性もありますし、私はそこは意見交換をむしろすべきだと思っているんですけども、少なくともそういうような意識で人権教育という言葉も、そこを人を傷つけない教育ではなくて、まず、あなたを守る教育なんだとかそういったところを徹底することが、最終的に人を傷つけない教育につながっていくというような順番は、やはり教員、そして教育委員会の中では意識をしなければいけないんじゃないかなと思ったので、それでちょっと意見として、この2行について発言をさせていただきました。すみません、もし語弊があるところがありましたら、おわびします。

以上です。

○松永教育長　何かありますか。

○福島指導課長　はい。

○松永教育長　指導課長。

○福島指導課長　何も異論ございません。おっしゃるとおりでございます。

あくまでも道徳教育になりますし、今、先ほど稲葉指導主事をご説明したとおり、やはり子どもたちが、子どもたちの力で様々な取組をつくり上げていく中で、自然と、ごくごく自然と規範意識というのを育てていってほしいというところの思いは今学校と共有していて、冒頭教育長からも、快適というお言葉がありましたけども、その快適に向けて現在学校とも連携して取り組んでいるところでございます。

以上です。

○松原委員 ありがとうございます。

○松永教育長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、日程第3、教育長報告を終わります。

以上をもちまして、令和6年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 2時24分 閉会